

目 次

会期日程表	1
第 1 号（10月17日）	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
決議案第2号及び意見案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	5
閉会の宣告	8
署名議員	8

平成29年第8回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 平成29年10月17日
会期 1日間
閉会 平成29年10月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
10月17日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定 決議案第2号提案説明、付託省略、即決 意見書第9号提案説明、付託省略、即決

会期日数 1日間 本会議日数 1日間

平成29年第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成29年10月17日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成29年10月17日 午前10時20分)

閉 会 (平成29年10月17日 午前10時30分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	決議案 第2号	CH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対する抗議決議	提案説明 付託省略
4	意見案 第9号	CH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対する意見書	提案説明 付託省略

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから平成29年第8回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時20分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 安里重和議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎決議案第2号及び意見案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第3 全員発議により提出されました決議案第2号 CH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対する抗議決議及び日程第4 意見案第9号 CH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対する意見書を一括して議題とします。
提案者から一括して提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。
(6番 前田 孝議員 登壇)
- 6番（前田 孝） おはようございます。
決議案第2号 CH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対する抗議決議
上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。
平成29年10月17日
大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿
提出者 前田 孝 大城佐一 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 安里重和 吉濱 覺
賛成者 東 武久
提案理由 住民の生命、財産を守る立場から、今回のCH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対し、関係機関へ強く抗議するため。
それでは抗議決議を朗読いたします。

CH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対する抗議決議

平成29年10月11日午後5時20分ごろ、沖縄県東村高江集落で米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが不時着炎上した。

事故現場は、東村高江集落内で民家から数百メートルしか離れてなく、一歩間違えれば人命にかかわる大惨事になりかねない重大な事故である。

今回不時着炎上したCH53E大型輸送ヘリコプターは、平成16年8月沖縄国際大学に墜落事故を起こしたものと同型機で欠陥機と思わざるを得ない。大宜味村議会では、平成22年6月10日に「東村高江地区へのヘリパット建設に反対し、北部訓練場の無条件返還を求める意見書」、平成28年12月26日には「垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイ墜落事故に対する抗議決議」を行った。

しかしながら、日米両政府は何ら改善されることなく現在においても強硬に飛行を行っている。

本村においては、米軍の飛行ルートにあり頻繁に米軍のヘリが上空を飛び交っている中、今回の事故が発生した。東村と隣接している本村も、危険が迫っていることを再認識し、これ以上の基地負担に我慢できないことに満身の怒りをもって抗議する。

過去に同様な事故が発生するたびに、幾度となく抗議決議を行い、米軍への再発防止や飛行停止を訴えてきたが、このように住民の安全・安心に配慮せず、不安な思いを真撃に受け止めない日米両政府に対し、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、大宜味村議会は住民の生命と財産を守る立場から今回のCH53E大型輸送ヘリコプターの不時着炎上に対し、強く抗議するとともに、下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

1. CH53E大型輸送ヘリコプターの事故原因を徹底究明し、結果を速やかに公表すること。
2. 事故原因が究明されるまでCH53E大型輸送ヘリコプターの飛行を一切中止すること。
3. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

平成29年10月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米四軍地域調整官、在沖米国領事

以上であります。

続きまして、意見案第9号を提案いたします。

意見案第9号 CH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年10月17日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

提出者 前田 孝 大城佐一 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 安里重和 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 住民の生命、財産を守る立場から、今回のCH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対し、関係機関へ強く要請するため。

なお、意見書の内容につきましては、先ほど提案いたしました抗議決議と同様でございますので、宛

先のみを申し上げておきます。

本意見書に対する宛先といたしまして、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長

以上であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、提案といたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから決議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第2号 CH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対する抗議決議を採決します。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これから意見案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第9号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第9号 CH53E大型輸送ヘリコプター不時着炎上に対する意見書を採決します。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。
したがって意見案第9号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。
したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。
-

◎閉会の宣告

- 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成29年第8回大宜味村議会臨時会を閉会します。

(午前10時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長
署名議員
署名議員